

国 別 要 項	ス イ ス		日 本	
	従来車	軽量車	従来車	軽量車
車 長 (m)	20.4	22.7	20.0	20.0
重 量 (t)	車 体	25.8	19.9	21.5
	ボギー (含ぎ装)	11.7	7.1	12.0
	計	37.5	27.0	33.5
長さ当り重量 (t/m)	1.84	1.19	1.65	1.25
製 作 年	1933	1937	1954	1955

に溶接組立としてともに軽量化をはかってある。(卯之木十三)

けいりょうげんと
んせいど 軽量
減トン制度

軽量品すなわち重量の割合に容積



3. 軽量客車内部

の大きいかさ高品または容積品に対し、軽量の度合に応じて定められた減トン数を、標記トン数から控除したトン数を、運賃計算トン数とする制度。

貨物等級の査定に用いられる貨物の価格は、実重量当りのものによっているので、鉄鋼材のように貨車の標記トン数まで満トン積載できる重量品と、綿のように貨車に満載しても重量が標記トン数に達しない軽量品とでは、実重量1t当りの価格が同じでも、1車に積載した場合の総価格は異なる。したがって実重量当り価格のみによって等級を査定することは軽量品に不利となり、軽量品と重量品の運賃負担の均衡を失する。

また車扱貨物の運賃は貨車単位で計算されるのに対し、小口貨物の運賃は貨物の実重量によって計算されるので、軽量品は車扱運賃より小口運賃の方が割安となる場合がある。このような場合は車扱貨物が不当に小口に流れ、鉄道の運送秩序を乱すことになるので運賃の調整を図る必要がある。

以上2つの理由にもとづいて、軽量減トン制度が設けられている。

減トン数は貨物等級表の減トン欄に大形、中形、小形貨車別に、品目により [1・2・4] のように定められている。

なお、貨物の重量が、使用貨車の標記トン数から減トン数を控除したものより重いときは、貨物の重量によって運賃を計算するのである。(片山伊与吉)

けいろしてい 経路指定 貨物の運送経路が2途以上ある場合の経路については、国鉄の定める経路により運送することになっているが、荷主がとくに運送すべき経路を指定し運送の委託をすることをいう。この場合運賃の計算は、最短経路のキロ程によらず実際輸送される経路のキロ程によることになっている。

車扱貨物の荷送人または貨物引換証所持人は、貨物の運送経路を指定することができるが、この指定の請求を貨物の託送後に申し出たり、あるいはすでに指定したものを取消したりすることを経路指定の追付または取消という。この取扱は貨物および関係書類の発駅発送前にかぎるのである。(重森直樹)

けいろへんこう 経路変更 旅客があらかじめ鉄道係員の承諾を得て、旅客運賃を再計算のうえ、相当の手数料を支払って、乗車券面に表示された経路の一部または全部を異なる経路に変

更することをいう。経路変更は定期乗車券・回数乗車券使用旅客に対しては取扱をしない。

経路変更は原乗車券の区間に不乗車船区間を生ずる点は、方向変更と同一であるが(乗越は原乗車券の区間に不乗車船区間を生じない)、異なる点は方向変更の着駅が原乗車券の着駅と異なるに反して、経路変更は着駅が同一となることである。

1 変更時期

乗車券類購求後であれば旅行開始前であると旅行開始後であると問わないが、旅客は変更が開始される駅までに鉄道係員に変更の請求をしなければならない。

2 変更箇所

発売箇所であると否とを問わず、また駅であると乗務員であるとを問わず取扱をするが、案内所においては取扱をしない。

3 変更回数

1回にかぎって取扱をする。

4 変更区間

原乗車券の一部の区間を変更することを原則とするが、全部の区間の変更となる場合でもよい。ただし経路変更することによってすでに乗車船した区間または変更区間と変更区間とが復乗となる場合には取扱をしない。また回遊乗車券等2券片以上の乗車券を使用する旅客に対しては、変更が開始される券片に対する変更として取扱う。

5 手数料

原乗車券1枚について10円の手数料を収受する。

6 変更乗車券

定期乗車券・回数乗車券以外の乗車券所持の旅客に対して取扱うが、普通乗車券で通用期間を経過して継続乗車船中の旅客に対しては取扱をしない。また団体乗車券・貸切乗車券については、構成人員の全部が同一の経路変更を行う場合で、かつ輸送上の変更承認を受けた場合でなければ経路変更としての取扱をしない。

また取扱区間を限定して発売する割引乗車券については、一般に経路変更の取扱をしていない。

7 旅客運賃の計算方

変更区間の普通旅客運賃に原乗車券1枚につき手数料10円を加えた額と、原券の不乗車船区間の相当旅客運賃とを比較して、不足額は追徴し、過剰額は払いもどしをしない。東京または大阪付近の特定の電車区間内相互発着の普通乗車券によって、同区間内の経路変更をする場合には、原券の区間に対する普通旅客運賃と、実際乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は追徴し、過剰額は払いもどしをしない。

なお上記の計算方については、つぎの諸条件が付加される。

(1) 経路変更の旅客運賃を計算する場合のキロ程の適用方については、普通乗車券発売の際に使用するキロ程を適用する。

(2) 着駅共通乗車券(2つ以上の着駅に対する旅客運賃が同額のため、着駅別に1枚ごとの乗車券として設備せず、1枚の乗車券により「何・何間ゆき」のように着駅名を表示して設備しているもの)によって方向変更する場合には、原則として券面に表示されている最遠着駅のものとして旅客運賃の計算をする。

(3) 東京都区内・大阪市内または東京電車環状線内所在の駅から変更が開始され、または同区間内の駅に復帰する経路変更は、分岐駅または復帰駅を、同区間内の外方となる駅とする。

(4) 経路特定区間の全区間を通過する乗車券で、同区間内から分岐する経路変更は、旅客運賃計算経路のいかににかかわらず実際に分岐となる駅からの変更として旅客運賃の計算をする。